

狭あい道路（幅員4メートル未満の道路）の 後退用地を整備した物件に対し パトロールを実施しました！

「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（以下「狭あい条例」）」では、助成を受けて後退整備を行った敷地においては、後退用地に支障物を設置することや、後退用地の形を変えることを禁止しています。

市民の皆様 safely に通行していただけるよう、助成を受けて整備した後退用地について、適切に維持していただくためにパトロールを実施しました。その結果がまとまりましたので、お知らせします。

1 パトロールの概要

- ・実施期間 令和6年9月9日（月）～10月7日（月）
- ・対象地域 市内全域
- ・対象物件 狭あい条例に基づき令和5年度に助成金を交付した物件：72件
- ・調査方法 委託業者が対象物件を巡回し確認

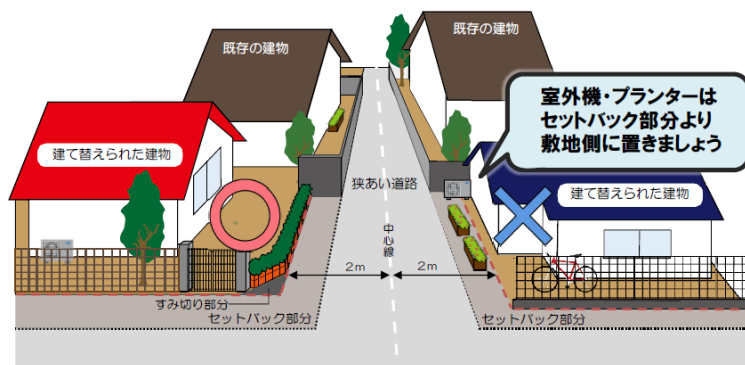
2 実施結果

68件については、適切に維持管理されていました。一方、後退用地内に自動車や植木鉢等が置かれている物件が4件確認できました。

3 対応

適切な維持管理がされている物件に対しては、引き続き維持していただくようチラシを配布しました。（添付資料1参照）

後退用地内に支障物等がある物件については、後日職員が訪問し、速やかに是正していただくようチラシの配布を行いました。（添付資料2参照）



【裏面あり】



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



(参考) 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例について

【狭あい道路拡幅整備事業】

横浜市では特に拡幅が必要な道路を「整備促進路線」に指定しています。整備促進路線に接する敷地で建替え等を行う方は、道路の中心から2mの範囲を道路とみなして整備する、後退整備について市と協議を行います。市は、協議に基づき、後退整備のための支障物の除去や移設費用の助成、舗装費用の助成、市による舗装工事を行っています。

【禁止事項】

- ・助成を受けて後退整備を行った場所では、後退用地に支障物を設置することや、後退用地の形を変えることが禁止となります。
- ・これらに違反すると、市から指導・勧告を受ける場合があります。
- ・後退用地の形状を変更すると、市から工事費用の返還を請求される場合があります。

【支障物の例】

- ・緊急車両の通行の支障となるような、容易に動かすことができないもの

- (1) 自動車、原動機付自転車
- (2) 花壇・樹木・生け垣・垣根
- (3) 鉄柱・車止めブロック・駐輪設備
- (4) 自動販売機
- (5) 大型ゴミ収納庫・ベンチ

など

【後退済みプレート】

横浜市の整備により後退整備を行った場所に後退済みプレートを設置しています。

これにより、市の管理であることを明確にするとともに、事業のPRを行っています。



お問合せ先

建築局建築防災課 がけ・狭あい担当課長 伊藤 伸 Tel 045-671-2959



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

